

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年3月26日（火）11:23～12:02
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ 政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	阿曾沼 元博	順天堂大学客員教授、医療法人社団澁志会社員・理事
委員	安念 潤司	中央大学法務研究科教授

<関係省庁>

山下 護	厚生労働省保険局保険課	課長
水野 忠幸	厚生労働省年金局事業管理課	課長
大原 竜太	厚生労働省職業安定局雇用保険課	課長補佐
岡田 麻央	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課	課長補佐
金子 正	厚生労働省労働基準局監督課	課長補佐
高田 英樹	金融庁総合政策局総合政策課	課長
犬塚 誠也	金融庁総合政策局総合政策課	総合政策企画室長

<自治体等>

川畑 千	北海道 ゼロカーボン推進局	ゼロカーボ産業担当局長
中本 和弥	札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課	課長
久保田 研介	札幌市まちづくり政策局政策企画部 プロジェクト担当課長	
福永 真一	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 特区・規制改革担当部長	
宮武 和弘	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 国際金融都市担当部長	
鈴木 彰	大阪府政策企画部成長戦略局・国際金融都市担当課長	
柏木 佑太	大阪府政策企画部成長戦略局 国際金融都市グループ	課長補佐
上野 能宏	大阪市経済戦略局立地交流推進部国際金融企画担当課長	

奥本 孝司 大阪市経済戦略局立地交流推進部
国際金融企画担当課長代理
徳永 博昭 福岡県企画・地域振興部総合政策課 企画主査
岡崎 敏治 福岡市経済観光文化局国際金融機能誘致担当課長

<事務局>

安楽岡 武 内閣府地方創生推進事務局審議官
正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
元木 要 内閣府地方創生推進事務局参事官
田中 聡明 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 行政手続きの英語対応（厚生労働省）
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、出席の方々が全員入られましたので、本日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「行政手続きの英語対応」ということで、厚生労働省、北海道、札幌市、東京都、大阪府、大阪市、福岡県、福岡市、金融庁にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、東京都、札幌市、厚生労働省から御提出いただいております。公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますけれども、まず、金融庁から3分程度で御説明をいただき、続いて、東京都、札幌市の順にそれぞれ5分程度、さらに続きまして、厚生労働省から10分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思っております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは「行政手続きの英語対応」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思っております。

本日は、関係者の皆様、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、早速、金融庁から御説明をお願いいたします。

○高田課長 金融庁総合政策課長の高田と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、行政手続きの英語対応を御議論いただくということでございますので、金融庁において行っております英語対応につきまして、御参考に御紹介させていただきます。

金融庁としましては、国際金融センターを実現する観点から、海外から新規に日本に参

入する資産運用会社等について英語対応を行ってきているところがございます。

制度面でありますけれども、内閣府令の改正等を行いまして、事前相談に加えて登録申請や登録後の監督についても英語対応を行っております、これは運用上の措置ではなくて、法令改正によって特例を設けて行っているところでもあります。

また、ハード面といたしましては、新規に日本に参入する資産運用会社等に英語かつワンストップで対応する拠点開設サポートオフィスを開設しております。また、ソフト面でもガイドブックの整備でありますとか、あるいは金融創業支援ネットワークといった事業も行っております。順次御説明をさせていただきます。

拠点開設サポートオフィスという、言わば金融庁のサテライトオフィスのようなものを日本橋兜町、東京証券取引所のすぐ近くに設置をしております、2021年に設置して以降、三十数件の登録・届出を全て英語で完了しているところでもあります。

この下のプロセスを御覧いただきますと、海外事業者のプロモーション活動、あるいは事前の相談、実際の登録の手続、さらに登録後の監督に至るまで、全てのプロセスを英語で行うことができます。また、申請書類に加えまして、添付書類なども全て英語のみで完結できる仕組みとなっております。

また、登録後の監督に関しまして、一つの工夫ではございますけれども、登録自体は当該事業者が立地する場所を管轄する財務局、東京であれば関東財務局において登録を行って、通常はその後の監督も当該財務局で行うのですが、英語登録の場合には、登録後の監督につきましては全て金融庁本庁で対応するという工夫をしているところがございます。これも法令において特例を設けているところです。

金融創業支援ネットワーク事業というものを展開しております。こちらは左側の円グラフのところにありますように、金融業の登録のみならず、法人を設立する手続でありますとか、あるいは教育面・医療面など、生活周りのことまで全てワンストップで新規参入業者に対してサポートを行う事業を予算事業として行っております。

この右側の四角の中に御利用された会社等の声もありますけれども、上から二つ目のポツで、金融業の登録申請を英語でできたけれども、その他の様々な手続について言語の障壁があったといった声も寄せられております。それから、その下の三つ目、四つ目のポツですけれども、書類の翻訳のコストがかかるとか、あるいは書類を本国の親企業などにレビューしてもらわないといけない、そのための翻訳の手間がかかるといった声が寄せられております。

今回、この金融・資産運用特区の検討の発端となったのが昨年9月に岸田総理がニューヨークで行われた講演の中で、一番下の段落の下線部ですけれども、海外からの参入を促進するために、英語のみで行政対応が完結するよう規制改革をすると述べられておまして、言わば、英語対応を行政が行えることが金融・資産運用特区において非常に重要な要素であると、総理としても位置付けられているところでもあります。

私からは以上です。

○中川座長 金融庁、ありがとうございます。

引き続きまして、東京都から御説明をお願いいたします。

○福永部長 東京都のスタートアップ・国際金融都市戦略室の担当部長の福永でございます。よろしく申し上げます。

今回の金融・資産運用特区に係る提案といたしまして、東京開業ワンストップセンターにおいて、本日ですと、雇用保険、労働保険、健康保険、厚生年金保険の手続について、英語による記載・申請を可能ということをご提案してございます。

現状でございますけれども、東京開業ワンストップセンターのほうで、都税・国税の入国管理のほうは英語による記載・申請が認められておりますが、本日議題となります、雇用保険、労働保険、健康保険、厚生年金保険については、英語による記載・申請ができないという状況になってございます。

先ほど高田課長のほうからもありましたが、日本語での書類作成に加えまして、英語というのはただ翻訳するだけではなくて、本国の本社の承認とかの点での英訳なども必要ということで、開業時の手続は金銭的なことも含めた手続に負担があるということで、これを軽減して日本への参入を促進する必要があると考えてございます。要望事項といたしましては、繰り返しになりますが、英語による記載・申請を認めるということで、必要に応じて規則改正等も含めて行っていただきたいというものでございます。

東京開業ワンストップセンターですけれども、国家戦略特区を活用した仕組みとして初の取組として平成27年から行っているところでございます。国と東京都で共同運営してございます。法人設立、事業開始に必要な定款認証、登記、税務、年金、社会保険、入国管理に関する手続を1か所できるということで、各種手続についてブースを設けております。東京都のほうでは、それに加えまして総合受付ですとか、あと、中小企業診断士も配置いたしまして、外国企業の開業に伴う相談、あるいはほかのブースの申請手続のサポートということで、外国語に堪能なスタッフも設置しているところでございます。

また、開業ワンストップセンターと同じ場所にビジネスコンシェルジュ東京ですとか、あるいは東京圏雇用労働センターを設けまして、外国企業がビジネス、生活も含めた様々な相談をここの1か所できるということで対応してございます。

利用状況でございますけれども、こちらに記載のとおり、申請件数もコロナの頃は少し下がったのですが、最近は件数も増えてきてございまして、大体申請件数のうちの4分の1程度が外国人からという形になってございます。令和4年度では641件の申請実績となっておりますが、足下、今年度については令和4年度の申請実績を超えそうな数字というような利用状況になってございます。

英語対応を行っている国税・都税の例でございます。元々の申請様式自体は日本語なのですが、こちらに書いてありますように、英語でどういったものを書かなくてはいけないかということの説明した上で、この書き込みも本店の住所ですとか、あるいは法人名、そうしたものも全て英語の記載で認めているということでございます。

今回の年金、雇用保険、社会保険の関係につきましても、私どもの理解としては、事務処理のための情報ということで、特に国民の多くの方に知っていただかなくてはならない情報という意味での登録ではないと理解してございますので、担当の方が英語で受け付けた上で事務処理ができるということでの取扱いをお願いしたいと思っております。そうした点では、全ての窓口ではなくて東京開業ワンストップセンターの窓口だけでも構いませんので、英語でそうした対応できるという形をお願いできればと思っております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、札幌市から御説明をお願いいたします。

○中本企画課長 札幌市企画課の中本と申します。御説明の機会をありがとうございます。要点を絞って御説明させていただきます。

3 ページは札幌市が認識しております現状と課題を記載したページになります。2 番目と3 番目に記載がございますが、日本語ができない方が自ら正しいかどうかを確認できずに手続をすること、また、本国への説明もうまくできない状態で手続をされること、ここが大きな課題であるという認識でございます。

4 ページ、前段の課題を受けまして規制緩和の提案をさせていただくものであります。今回は各種公的保険の届出について関連規則を改正いただき、英語様式を作成すること、また、実務的な運用上も英語で作成した書類の提出を認めていただくこと、そのために必要なシステム改修であったり窓口運営の変更、そういったことを御検討いただきたいという内容でございます。

実際に札幌で起業されている外国の方のお話などをお聞きしますと、言語の障壁というのが非常に大きかったという声が多く寄せられているところでございます。これにより、海外企業の参入促進等をさらに図ってまいりたいという考えでございます。

また、北海道・札幌はGX投資ということを打ち出しましてから、在外公館の実務担当者の方であるとか、関連される方、チーム札幌・北海道のほうに打ち合わせで多くいらっしゃっております。世界的な経営者であったり、機関投資家ばかりでなくて、個人の富裕層の投資家の方であるとか、そういった方たちを束ねるいわゆるファミリーオフィスの関係者の方々であるとか、こういった方がこの冬も北海道のニセコには来ていたというお話をいただきまして、札幌も英語でビジネスができる場所だと、早くそういう環境を整えてアピールすることが大事だという御助言もいただいているところでございます。

5 ページ、札幌市・北海道、地元による手続の支援について記載をしたページでございます。今後、地元の取組といたしまして、札幌市では英語でビジネスができる、また、従業員の暮らしに関する相談対応、こういったものを行うビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口の開設を予定しております。また、これにとどまらず、ユニバーサルデザイン化、バリアフリーなど、まちで外国の方が生活をしやすい環境を具体的に整えていく所存でございます。

このワンストップセンターにおいて、一部翻訳のお力添えができる可能性がございますが、そこは検討中の内容ではございますが、先ほど申し上げましたとおり、翻訳の問題だけでなく、御自身が正しいかどうかを認識しながら手続ができるかどうかというところが大きな要素かと思っておりますので、今回の提案をさせていただいた次第でございます。

資料の下段になりますが、GX投資等のインフラ投資については、投資判断において、気候であったり地理的な条件、また、投資後の状況なども確認をしながら進めてもらうのが先進国では一般的になっているという認識でございます。このため、ファンドの投資主体、投資家の方には金融とインフラ双方の知見が必要ということで、先ほども御説明させていただきましたが、視察をしてまいりましたデンマーク等においても再生可能エネルギーの専門家がファンドに集約をされるということで、人がまさに集まってくるということが確認されたところでございます。このような背景も踏まえまして、外国人が進出しやすい環境を札幌・北海道で整えてまいりたいという考えでございます。

私からは以上となります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○水野課長 厚生労働省年金局の水野でございます。よろしくをお願いいたします。本日は発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

2 ページ、法人設立時に必要となる健康保険、厚生年金保険の手続ということで、札幌市の提案の内容の順番で私どもから御説明をさせていただきます。

制度の概要でございます。最初のところに書いてございますけれども、厚生年金保険、健康保険、法律で義務付けられているところでございます。ただ、全部というわけではございません。若干細かい話になりますけれども（１）で書いてありますのは、法人事業所という単位であれば対象でございます。あるいは（２）５人以上を雇っている個人事業所、17業種に限られるのですが、それが対象でございます。逆に申し上げますと（２）に該当しないもの、５人未満の個人事業所であるとか、あるいは17業種に該当しないということであれば、厚生年金の対象となっていないということがございます。どういった方たちが来られるかによって（１）法人事業者であれば対象になってまいりますので、今回の御提案もそういった話かなと思っております。

次の段、法人設立時の届け出事項ということで、主なものとして二つ書かせていただいております。新規適用届という一つ目のものは、事業所として、会社として厚生年金に該当する事業所・会社であるということの届け出でございます。記載内容は書いてございますけれども、法人番号、事業所名称、所在地、電話番号、事業主の氏名・住所等ということで、一意に決まらないものがなく、一つの内容を示すものが多い基本的な内容になってございます。

二つ目の事項も同じ内容でございますけれども、被保険者資格取得届ということで、一つ目が会社の話でしたけれども、二つ目がその会社に雇われている従業員、労働者の方に

ついでに氏名、性別、生年月日、個人番号、そういったものでございまして、これも数字とかが基本でございますので、そういう意味だと一意になるとなっております。

外国人の関係でございます。私ども年金行政の観点で申し上げますと、年金の関係は人口推計、今後の人口の見通しから、年金の財政の計算をしております、直近のものですと、外国人の方が増えるとなっております。それを踏まえまして、今年もまた5年に1回ある年金財政再計算を行うということになってございますので、そういう増えていく外国人の方、この方たちにどのように対応していくのかということは、私どもにとっても重要な課題になってございます。

あるいは先ほどの資料にも書きましたけれども、実際に事務を多く担っている年金機構、日本年金機構でございますけれども、設立から14年たったというものでございまして、それ以前の旧組織は社会保険庁というものでございました。その際に、色々な御批判・御指摘も受けまして、それを踏まえた新しい組織で業務改善に取り組んでございます。

例えば国民年金保険料、今回の厚生年金とは違いますけれども、その納付率、当初は60%強でございましたが、昨年は80%を超えるまでということで、業務改善を大分してきている状況になってございます。ただ、今回の対象となる、日本人を含めた総論的には順調にやってきて改善してきていると思っておりますけれども、ここの外国人をどこまでできるのかというところの御指摘も踏まえて、今回の御提案だと思っております。

多言語ということで14言語のリーフレットをつくるなど、我々としても努力をさせていただいているつもりでございます。これは引き続きやっていきたいと思っておりますけれども、この点がまだ十分ではないといった御指摘だと思ひまして、それは当方としても願くことになろうかと思っております。

今回の御提案も、外国人の方々にもどのように対応していくのかという大きな課題の中でも一つの具体的な事例ということだと思っておりますので、うまく対応できるように、札幌市など、皆様とよくお話をいただきながら対応していきたいと思っております。

○大原課長補佐 厚生労働省雇用保険課の大原と申します。

3 ページ、雇用保険は一定の労働条件で雇用される場合には、適用事業所の規模や個人か法人化に関係なく、雇用保険の被保険者資格取得届を提出していただく必要があります。これは法律上の義務でございまして、今、記載のとおり、制度の概要のところでございますけれども、1 週間の所定労働時間が20時間以上であること及び31日以上雇用見込みがある場合には、外国人の方も含めて、外国人の場合、当然就労の在留資格があるという前提になりますけれども、雇用保険の被保険者資格取得届を提出いただく必要がございます。なお、初めて労働者を雇った場合で、雇用保険に入っていただく場合には、この制度の概要の上段に書いてございます雇用保険の適用事業所設置届も併せて御提出いただく必要がございます。

その際の法人設立時の主な届け出事項、雇用保険適用事業所設置届、被保険者資格取得届、それぞれ書いてございますけれども、法人番号、事業所名称、所在地、電話番号、事

業主の氏名等、また、被保険者資格取得届の場合には被保険者の氏名、性別、生年月日等をそれぞれ記載いただく必要がございます。提出先は事業所の所在地を管轄するハローワークでございます。提出期限はこちらに記載のとおりでございます。

先ほども話がありましたとおり、外国の方も就労の在留資格がある限り、強制で手続をする必要がございますので、今回の御指摘を踏まえて、私どもとしても札幌市等と相談しながら、しっかり検討していきたいと思っております。

なお、英語版とかの手続の案内のリーフレットとかはホームページとかで公開もしてございまして、そういった手続と併せて、今回の御指摘を踏まえてしっかり検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○岡田課長補佐 続きまして、労働基準局の岡田と申します。

4 ページ、法人設立時に必要となる労働保険の手続について御説明いたします。労働保険は農林水産の事業の一部を除きまして、労働者を1人でも雇っていれば適用事業となりますので、事業主の方に成立手続を行っていただくこととなっております。

具体的には2列目でございますけれども、保険関係成立届を提出いただきまして、こちらは保険関係が成立した日、具体的には事業を開始された日、その翌日から起算して10日以内に御提出いただく仕組みとなっております。

労働保険につきましても札幌市の資料の1ページ目にございましたとおり、英語に訳した様式をパンフレットに載せておりまして、御参考に配付しておるところでございますけれども、今回いただいた提案を受けまして、御相談させていただきながら、どういう対応ができるかというのを検討していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

厚生労働省からは以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思っておりますがいかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明、どうもありがとうございます。

特に厚生労働省のほうから、それぞれ手続ごとに御説明いただきまして、それぞれ届出事項は若干異なる部分もあるようではあります。おおむねのところではありますと、事業所や、労働者等に関するある程度の事実を伝達してもらおうという内容になっているように見受けられます。そうしますと、実際には、どういう言語であるから、その解釈をしないといけないとか、そういう部分でもないような気もしております。そうすると、特に多言語対応で全ての言語に対応してくださいと言うと、現実的に困難であろうというは思いますが、特にこの金融都市などの関係で言いますと、英語対応ということが特に重要であることは議論がされているところでもあります。英語で特に対応するときに、どこに課題

があるのかを御説明いただけないかと思っております。

○中川座長 厚生労働省、お願いします。

○水野課長 厚生労働省年金局の水野でございます。

多言語と比べて英語に対しての親近感、有用性は我々も含めてあると思っております。ただ、実際の年金機構、年金事務所の職員が英語をどこまで十分に使えるのかというところでもって、どのようなコミュニケーションを取っていくのかというところをうまくやるようにしたいところでございます。あえて課題と申し上げれば、普通の業務ですと、あまり英語対応をしていない職員がほとんどでございますので、そこをうまくやるような仕組みというか、やり方を考えていければというところでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

前向きにお答えいただいたように思っております。実際、英語ができる人がいるかいないかというのは、事実の問題としてあると思えますし、いきなり広範な受付というのは人的な体制と言いますか、そういった側面で難しいのであろうとは思っています。

そういった意味では、今回の御提案もそうですが、特区で特に今回手を挙げておられる自治体は比較的大きい都市の方々です。職員の方も比較的多い場所でもあろうかと思えます。そういう中で、まず、特区の中でということもありますし、もし、それで（音声途絶）さらに比較的限定していくといった方法で、まずは今回の大テーマに合うように実務を形成していただくこともあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○中川座長 落合委員、後半音声途切れてしまったのですが、地域と金融に業種を限定するような形で、自治体の支援を受けながらやっていくということについての御意見をお伺いしたいということによろしいですか。

○落合座長代理 はい。失礼しました。

○中川座長 厚生労働省、いかがでしょうか。

○水野課長 厚生労働省年金局でございます。私が続けてお答えしていいのかあれですけれども、そういった点も含めて、今の委員の御意見は現実的というか、実現可能性の高いようなお話だと思います。札幌市など、ほかの皆様がどういった感じでお考えになっているのか、また機会を設けていただいてお話をいただきながら、どういったことができるか、そういった方向でやればいかなとも考えておりますし、そういったところを引き続き検討させていただければと思っております。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

そうしましたら、ちょうど今日、自治体の方々もおられますので、御意見をこの場で伺っておくのも重要なことだと思います。各自治体がおられますが、御発表をされていた東京都と札幌市のほうから、今、申し上げたような限定的にというか、資産・運用特区に関連するようなどころから始めていくという形で実装を進めていくことでどうか、是非御意見をいただければと思います。

○中川座長 東京都、いかがでしょう。

○福永部長 東京都でございます。

業種を限定というところは、資産・運用特区という点でいきますと、金融業だけではなく、投資先としての業種も含めた形だと思いますので、業種は特に限定しなくてもいいのではないかなと感じております。

一方で、場所としては先ほども御説明いたしましたけれども、全ての窓口ではなくて、まず、開業ワンストップセンターの窓口で御対応いただければと思います。これについては、東京都のほうでもこれまでも英語対応ができる総合案内の職員を置いてサポートもさせていただいておりますので、引き続きそういった形での申請のサポートも英語で行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

実際には業種を絞ること自体が目的というよりかは、厚生労働省のほうで多分人手がどうか、英語のできる人手をどう確保するかということで、何らか限定を設けないと全部受けていただくのは多分難しいのだろうという中だと思っています。

このセンターでだけとか、そこに配置していただいたりだとか、東京都であったり、ほかの自治体の方も英語のできる職員の方というのは多くないにしてもいくらかおられるでしょうから、お互い御協力していただけてということで、そこは何らかの形で調整してという形で議論ができそうなのかなという印象は受けました。

札幌市もお願いします。

○中本企画課長 札幌市の中本です。

札幌市も呼び込みたい人材のターゲットを絞ることはできていると思っています。例えば在留資格の種類ですとか、実際に日本の企業で労働者としていらっしゃる方は、そんなに手続に困られていないと思いますので、ネックになっているところがどこなのかというのを色々議論させていただきながら、そこは今後調整させていただければと思っています。ありがとうございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

多分、東京都と札幌市で、もしかすると絞り方のイメージが若干異なるかもしれないので、最終的にはそのほかの自治体の方々も、もしかするとこうしたいというのは、大阪府、大阪市と福岡県、福岡市もおられますが、何らかの形で合理的に限定をしていきたいと思います。ということや、そのときに、厚生労働省のほうも急に実務を組んでくださいと言われて、いきなり一気に変えることも難しい側面もあろうかと思っています。何らか共通してうまく制限ができるような類型は、多分、内閣府のほうも間に入ってくださいながら御調整いただけるのではないかなと思います。

私のほうで御提案したのは、何らか限定しましょうと申し上げただけなので、その内容は各者でワーキング外でも調整して進めていただければと思っています。

私のほうからは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 順天堂の阿曾沼でございます。御説明ありがとうございます。

落合委員の御質問にも関連することなのですが、受け側の課題として英語を話せる人材がないというのは、これからの国際化が叫ばれる時代においては非常に恥ずかしいご返答だと思います。この点に関しては、人材育成というよりも、スピード感を持った人材採用方策をいかに具体的に、各省庁共通条件で対応していくことが必要なのではないかと思えます。各省で人材採用の在り方を早急に検討いただいて、一線処理をどうするのか、問い合わせのファーストラインでどうするのか、早急な対応策を実施することが必要なのではないかと思えます。具体的な色々な相談事業に関してはどうなのかということで、いわゆる範囲を限定するというのもあると思えますが、いわゆる相談の内容だとか、ステータスによっても色々な対応があると思えます。

これはお願いでございます。スピード感を持って人材の採用・確保を急いでいただければと思っておりますし、そのために必要な協議を内閣府の事務局を中心として、各省庁で御協議いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中川座長 阿曾沼委員、特段お答えを求めるものではないと思えますが。

○阿曾沼委員 これはお願いでございます。ご対応をよろしくお願いいたします。

○中川座長 分かりました。

そのほか御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、各委員との御議論をお聞きまして、厚生労働省におかれましても特区自治体のほうの御提案を受け止めて、前向きな方向でお考えいただけるような印象を私は持ちまして、それにつきましては感謝をしております。

今回の御提案につきましては、東京都からの御提案とか、落合委員の意見にもありましたように、基本的には受け止める側として届け出を受け止めて一定の理解をするというようなものですので、別に広くその情報を理解していただく必要はないものでありますから、基本的には実施体制の問題として、今回のワーキンググループヒアリングで整理をされたのだと思えます。

その整理の仕方としまして、人材がなかなかいないというお話もありましたけれども、例えば金融庁の本庁でおやりになるとか、あるいは東京都が実際にやられているワンストップセンターで受け付けるものを集中させるとか、そういったような取組も実際にはあるところでございますので、基本的にはやるという方向で、いかにスピード感を持って実施体制を組むことができるのかということだと理解しました。

そういう意味で、落合委員、阿曾沼委員がおっしゃるように、内閣府が間に立つような形で特区自治体、それから、御提案のある自治体で早急に実施ができるような協議を進めていただければと思っております。基本的にはやるというような方向で、できるだけスピード感を持ってというのは阿曾沼委員がおっしゃるとおりですので、できるだけ早期に、

できれば7月中などを目途に、厚生労働省におきましては実現に向けて、どんな対象とか、対応方針、スケジュール、そういったようなものがあり得るのかということ、少し検討を加速していただければと思います。札幌市から御提案をいただいてから既に2か月たっておりますので、是非スピード感を持った御検討を進めていただければと思います。

そのほか、御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「行政手続の英語対応」に关します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。